

ヴァインスキーの法の定義について

柳, 春生
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/14389>

出版情報 : 法政研究. 20 (2/4), pp.179-196, 1953-09-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



ヴァイシンスキーの法の定義について

柳 春 生

は し が き

わが國のすぐれた「マルキシズム法學者」といわれている名古屋大學の長谷川正安氏は、その著「マルキシズム法學」においてわが國におけるソヴェト法學研究の性格を批判して、つぎのように述べられている。

「プロレタリア科學研究所らしいマルキシズム法學の理論的部門は、ソヴェトの理論の輸入が精一杯であり、ソヴェトで理論が批判をうけて交替すると、それがまた、ソヴェト版の批判をつけたまま輸入されるといふふうで、これを日本の學界の問題意識でよみとろうとする努力が少なかつたから、理論面でそこに根をおろすということが少なかつた。この傾向は今日でも強い。ソヴェト法學輸入については山之内教授の貢獻は大きい。しかし教授の最近の論說「ヴァイシンスキーにおけるソヴェト法理論の確立」(東大・「社會科學研究」第三卷、**■**所載)には、わたくしの指摘した弊害が露骨にあらわれている。^(註)」

(註) 「マルキシズム法學」(日本評論社刊、法學理論27〔法律學大系第二部〕、一〇—一二頁。「マルキシズム法學入門」、一九頁。

長谷川氏のこの批判は、わが國におけるソヴェト法の研究の現象面だけをみれば、たしかにあたつているようにみえるかもしれない。だがしかし、最近のわが國のソヴェト法學研究の發展をみつめるときに、その研究はむしろ除々に

理論的に根をおろしつづつあることを、はつきりとみとめることができる。^(註一)だが、それとともにまたわれわれは、その研究が理論的に根をおろすためにはどのような条件を必要とするか、ということをよく反省してみなければならぬ。

われわれは、ここで長谷川氏のいわれる「日本の學界の問題意識」を、とくにこの問題意識はどうすれば正しく確立されるかということこそ、問題としなければならぬ。それは、日本の労働者階級の基本的要求に照應する學界の任務が自覺されることによつてのみ、正しく確立されるのである。そして、學界の問題意識がかかる段階にたつするのは、研究者各自がマルクス主義の理論を不斷に學習するとともに、これをみづからの周圍に適用しつづつ實踐してゆくことによつてのみ、可能になるのである。毛澤東は、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの理論を學習するばかりでなく、ソ同盟のすすんだ經驗、すすんだ科學を學ばねばならない、と教えている。^(註二)それでは、わが國の社會科學全般におけるマルクス主義の理論水準が、窮極において、ソ同盟科學アカデミーのそれに到達するほどに高まる必要があるからうか。はたして、わが國のマルクス主義の理論水準が、哲學、經濟學、政治學、法學の各分野において、ソ同盟の理論水準にまで達しているであらうか。われわれは、否、といわざるをえない。このように、日本の學界の問題意識がまだマルクス・レーニン主義的に充分に鍛えられ、確立されていないからこそ、あるいは、わが國のマルクス主義法學の理論水準がソ同盟法學界の理論水準に及んでいないことを洞察されているからこそ、^(註三)山之内教授は、むしろ、前掲論文において、木田氏のいわゆる「自己の主觀を混ぜない正確なるヴァイシンスキー理論」の紹介を試みられたのではなからうか。そして、教授のそうした歩みこそが、わが國の法學をマルクス主義的に高めゆく努力の一過程であることを銘記しなければならぬのである。それゆえに、山之内教授の勞作をたんにわが國のソヴェト法學研究の欠陥のあらわれとしてみることは、あまりにも單純な、一面的な考察

といわねばならない。わたくしの述べたこのことは、さらに、きわめて重大なつぎのこと、すなわち、ソ同盟においては科學の進歩、發展はどのようにしておこなわれているか、ということ考察すれば、十分に納得されるであらう。

(註一) 例えば、木田純一氏の論文「ソヴェト法の定義について」(中央大學文化連盟機關誌「文化」、昭和二六年第二號)のときが典型的なものとしてあげられる。

(註二) 毛澤東「中國人民政治協商會議第一回全國委員會第四次會議における演説」(二月一日「アカハタ」掲載)、参照。

(註三) 木田純一「ヴィシンスキーの法の定義に對する一考察」、原稿「第八枚目」。

すべて「理論とは、すべての國々の労働運動の經驗の一般化である。」^(註二) それぞれの國の理論は、それらの國々のプロレタリアートの階級闘争の所産である。それゆえに、プロレタリアートの理論、世界觀であるマルクス主義は、固定的なものではなく、萬國のプロレタリアートの階級闘争の新しい經驗とそのなから汲みとられた新しい知識とによつて、たえず豊富にされ、そしてそれによつて發展してゆくのである。ソ同盟におけるレーニン、スターリンの教えは、社會主義革命によつて搾取階級を一掃し、社會主義の建設をなしとげた、世界において最も先進的なロシアのプロレタリアートの階級闘争の豊かな經驗によつてつくりあげられた、社會主義、共產主義の建設にかんする理論、科學である。それゆえにこそ、それは、すべての國々の革命的労働者階級の行動と實踐にたいして、指針と確信とをあたえるのである。ソ同盟は、げんざい社會主義から共產主義への漸次的移行の段階にある。ソ同盟における社會主義から共產主義への前進は、階級はすでに消滅しているが、しかもなお社會主義社會のうちに存在する諸々の内的矛盾が、階級闘争という方法ではなく、批判と自己批判という方法により暴露され、揚棄されることによつて、可能になるのである。^(註三) 同様に、ソ同盟の科學の諸理論、學說もまた、それらがつ諸々の欠陥、誤謬が批判と自己批判を通じてあきらかにされ、克服されることによつてのみ、高まりゆき、發展してゆくのである。「いかなる科學も、

意見をたたかわさずしては、批判を自由にやらないでは、發展することもできないことは、一般に認められているところである。」とスターリンは述べている。それゆえに、ソ同盟のいかなる科學においても、舊い諸理論、學説は、徹底的な批判と自己批判によつて克服されて死滅し、たえず新しい、正しい理論、學説が發展する。このことは、ソ同盟の法および國家にかんする諸學説にとつても安當する。それは、例えば、ヴァインスキーによるパンユカーニス學説の批判、最近におけるデニソフ教授の學説にたいするソ同盟法學界の批判をみても理解しうることである。それゆえにこそ、われわれは、ソ同盟の社會主義法學を研究するにあつては、この國の、不斷に更新されてゆく新しい理論、見解、學説を追求し、そしてそれをわがものとしてゆく眞摯な學的態度を堅持しなければならぬのである。そして、このような研究方法こそが、研究者みづからの理論水準を高め、終局において、日本の學界の問題意識をマルクス主義的に高めることに寄與し、研究をして理論的に根をおろさせることになるのである、とわたくしは考へる。

わたくしは、さきにかいた論文「ソヴェト社會主義法の性格」(「法政研究」第十九卷三號)において、ソヴェト法の特徴にかんするヴァインスキー學説をあきらかにしようとして試みた。その際その論文の「はしがき」において、わたくしは、今日ソヴェト法學は、さらに、ヴァインスキー學説をこえて前進しつつある旨を述べた。それで、この論文においては、ヴァインスキーによる法の定義を検討するとともに、さらに彼の法一般ならびにソヴェト法の規定が部分的にげんざいに變更されつつあるか、そして、それを通じて法一般ならびにソヴェト法はどのように定義づけねばならないか、ということを中心問題として考察しなければならぬ。しかし、紙數の制限によつて、ここではヴァインスキーによる法一般の定義の検討の一部にとどめ、自餘は「九州大學産業労働研究所報」第五號に連載する豫定である。

(註一) スターリン「レーニン主義の諸問題」、第十一版、一四頁。

(註二) コンスタンチノフ「史的唯物論」(一九五一年)、七〇七頁。邦譯、下卷、四五〇頁參照。

(註三) スターリン「マルクス主義と言語學の諸問題」(一九五〇年、プラウダ出版所刊)、二六頁。「前衛」五一號(一九五〇年)、八三頁參照。

(1)

ア・ヤ・ヴィシンスキーは、一九三八年六月一六—一九日にわたつてソ同盟科學アカデミ法研究所によつて召集された、ソヴェト法および國家學の諸問題にかんする第一回全ソ同盟法學者協議會における報告「ソヴェト社會主義法學の基本的課題」において、「われわれは、ソヴェト法および國家學が現在その基本的な注意を勝利した勞働者階級および全ソヴェト國民の意志の表現としてのソヴェト社會主義法の内容にかんする問題の解明にむけるようにつとめねばならない。目下のわれわれの任務は、わがソヴェト社會主義法の積極的な定義をあたえることである。」と前提して、つぎのような(A)法一般にかんする定義、(B)社會主義法にかんする定義を提出した。

(A) *Pravo* — sovokupnosť pravil p'vedeniya, vyrzhayushchikh volyu gosподstvyushchego klassa, ustavovlennykh v zakonodatel'nom polyadke, a takzhe obyehaef i pravil obshechnitya, sanktsionirovannykh gosudarstvennoy vlastiyu, primeneniye kotorykh (bespechivazetsya prituditel'noy siloy gosudarstva v tsel'yakh okhrany, zakrepleniya i razvitiya obshechnykh interesov) i porjadkov, vygodnykh i ugodnykh gosподstvyushchemu klassu.

論 說

「法とは、支配階級の意志を表現し、立法手續によつて制定された行爲の規則、ならびに、國家權力によつて裁可

された慣習および共同生活の規則、の總体であつて、それらの適用が、支配階級に有利にして、都合のよい社會諸關係および諸秩序を防衛し、認證し、發展せしめるために、國家權力によつて保障せられるものである。^(註二)

(B) *Sovetskoe pravo yesly sovokupnosti pravil povedeniya, ustanovlennykh v zakonodatel'nom porjadke vlastnykh trudnyashchikhsya, vyrazhayushchikh ikh volyu i primaneniye kokorykh obaspchivaetsya vsej prinuditel'noy siloy sotsialisticheskogo gosudarstva, v tselyakh zashchity, zakrepleniya i razvitiya otnosheniy i porjadkov, vygodnykh trudnyashchimsya, polnogo i okonchatelynogo unichozheniya kapitalizma i ego perezhitkov v ekonomike, vlyu i soznaniy lyudey, postroyeniya kommunistsicheskogo obshchestva.*

「ソヴェト法は、勤勞者の意志を表現し、勤勞者の權力により立法手續によつて制定された行爲の規則の總体であつて、それらの適用が、勤勞者に有利にして、都合のよい諸關係および諸秩序を防衛し、認證し、發展せしめ、資本主義および、經濟、慣習、人間の意識における資本主義の殘滓を完全にかつ終局的に絶滅し、共產主義を建設するために、社會主義國家のあらゆる強制力によつて保證されるものである。^(註三)」

(註一) ヴイシンスキー「國家および法の理論上の諸問題」(一九四九年)、八三頁、『ソヴェト社會主義法學の基本的課題』。

(註二) 全右。なお、ヴイシンスキー「ソヴェト社會主義法學の基本的課題」(一九三八年、モスクワ)、一八三頁。

(註三) ヴイシンスキー「ソヴェト社會主義法學の基本的課題」、全頁。ヴイシンスキー監修「ソヴェト國法」(一九三八年)、七六頁。Translated by Hugh W. Babb, *The Law of the Soviet State*, 1948. P. 74. なお、ダ・イ・イ・フエチキン「ソヴェト社會主義法の定義にかんする問題によせて」(「ソヴェト國家と法」誌、一九五一年第五號)、一六頁参照。

この、法にかんするヴイシンスキーの定義は、全協議會において採擇され、そしてソ同盟の法學文献に廣く普及し、^(註) かつ深い影響をあたえた。

(註) フェヂキン、全論文、一七頁。

まさしく、この、ヴァイシンスキーによる法の定義は、ソ同盟においてマルクス・レーニン主義にもとづいて法を定義するはじめての試みであつた。それゆえに、彼は、前述ソ同盟法研究所の協議會における報告「ソヴェト社會主義法學の基本的課題」において、「これは定義への最初の接近にすぎない。……われわれの定義は、マルクス・レーニン主義に完全に適應している。もちろん、われわれの定義のうちには、不完全さ、不正確さはありうる。それゆえに、この定義を全面的に、かつきわめて慎重な、批判的な仕方^(註一)で、審議し、點檢する必要がある。」と卒直に述べたのである。彼は、その後、一九四八年五月「國家および法の理論にかんする教科書の審議會」の席上での演説において、つぎのように述べた。

「一八三八年にわたくしは、この定義を辯護しつつも、この定義は蓋然的なものであつて、おそらく若干の修正をなすを要するであらう、と豫告したのである。わたくしは、この點は今日もかわらない、そして將來もそうであらう。」^(註二)

(註一) 「國家および法の理論上の諸問題」、第二版、八四―八五頁。Babb, *Soviet Legal Philosophy*, 1951, P. 337.
(註二) 全書、四二四頁。『國家および法の理論の若干の諸問題について』

法の定義は、いうまでもなく、法とは何であるか、という法の本質を規定すること、換言すれば、法の概念をあきらかにすることを意味する。それは、具体的な法を正しく認識せんとする操作、段階である。科學的認識は、具体的なものをあきらかにせんがために、具体的なものに依據して、具体的なものから抽象的なものにうつつてゆく、そして、さらに、抽象的なものから具体的なものにすすんでゆく。これが、科學的思惟の論理である。科學はつねに現象が内包する本質的なものの解明を、本質的なものにたいするたゆまざる、^(註一)不斷の思考を要求する。本質の規定たる定

義は、定義によつてつくりだされる概念は、抽象的、一般的である。しかし、われわれは、一般的、抽象的なものをつうじて具体的なものゝの認識に、すなわち眞理に接近する。レーニンのいうように「抽象的なものは具体的なものゝの認識へむかう段階」である。^(註二)だが、認識の眞理性の規準たるものは、實踐である。いかなる認識も必然的に實踐と關連する。

(註一) ヴエ・エヌ・ストレートフ、「辯證法的唯物論とミチユーリンの生物學」(『マルクス・レーニン主義哲學の諸問題』、

一九五〇年、ソ同盟科學アカデミ刊)、一一五頁。

(註二) レーニン「哲學ノート」、廣島定吉譯、下卷一八九頁。

ヴィシンスキーおよびソ同盟法研究所の關心は、現實のソヴェト社會主義法の本質を闡明することにむけられた。それは、社會主義体制が確立され、新憲法が採擇されたソヴェト社會の要請にもよるであらうが、直接的には、ソヴェト國民の敵たるトロツキー・ブハーリン主義、就中、法學におけるその顯著な代表者たるバシユカーニス(註一)の理論の導入による法概念、法理論の混亂を、ヴィシンスキーのいわゆる「敵性理論」を清掃し、マルクス・レーニン主義にもとづく正しい法概念、法理論を確立する必要から出ていとみられる。したがつて、ヴィシンスキーにおける法の定義は、バシユカーニスとの理論闘争、彼の似而非マルクス主義的本質の暴露をつうじて、なされたのである。ブハーリンは、資本主義から社會主義への過渡期における國家の死滅を説いた。彼によれば、プロレタリア國家はその成立の瞬間から死滅の過程を辿るのである。^(註二)この理論は、ヴィシンスキーの批判するところによれば、プロレタリアートの武装解除の理論である。^(註三)これにたいして、スターリンは、階級の絶滅には、ソ同盟の國內において死滅しつつある搾取階級の殘存分子、ならびに資本主義四周との闘争の強化を通じてのみ、到達することができる、それゆゑに、階級の絶滅とともに惹起される國家の死滅は、ブハーリンのいうような國家權力の弱化によつてではなく、その最大

限の強化を通じて達成される、と説いた。^(註四)ソ同盟における歴史の歩みは、スターリンの理論の正しさを立證した。ハーリンの理論に影響されたバシユカーニスは、社會主義社會における法の發展を否定し、社會主義法のブルジョアの性質を主張した。バシユカーニスによれば、等價交換の形態があたえられるとともに、法の形態があたえられるのであるから、等價交換の形態が持續するかぎり法の形態もまた存續するのであり、等價交換の形態が消滅するともに法もまた死滅する、したがつて、ブルジョア法の死滅は法一般の死滅であり、ブルジョア法が新しいプロレタリア法範疇によつてとりかえられることを意味しないのである。それゆえに、バシユカーニスによれば、ブルジョア法こそが法の發展の頂上となる。^(註五)

ヴィシンスキーは、スターリンの社會主義國家の理論に依據して、社會主義社會では法は發展しないで死滅するというバシユカーニスの見解を批判し、社會主義國家は強化されねばならぬ、しかも、その強化を通じてのみそれは死滅する、それに應じて、法もまた、社會主義社會におけるその發展と強化を通じて、共產主義の高度の段階において死滅する、しかも、この社會主義社會においては等價交換の原則は支配するが、しかしそれは資本主義社會のそれ(價値法則)とは性質をことにしているのであるから、そのような性質のちがつた社會主義社會の等價交換の諸關係を規制するところの社會主義法は、絶対にブルジョア法と同一視することを許されないと、新しいプロレタリア法である、と説いた。^(註六)それゆえに、ヴィシンスキーおよびソ同盟法研究所による法の定義の確立は、まさしく、ヴィシンスキーがいうように、「社會主義のための闘争を理論的に武装する」^(註七)ものである。

ゲ・イ・フェヂキンは、その論文「ソヴェト社會主義法の定義にかんする問題によせて」においてこの定義の實踐的意義をつぎのように述べている。

「法一般の定義、とくにソヴェト社會主義法の定義は、國民の敵によつて意識的に普及されたマルクス主義の通俗

化および俗悪化との鬭争において、またソヴェト法がブルジョア的性質をもつかのような言辭によつて、あるいは法を社會においてつくられた事實上の關係に歸せしめることによつて、またその他のあらゆる手段によつて、強力な、動員的な、組織的な、改造的な力としてのソヴェト法の作用を弱めんとしたところの法の消滅論者との鬭争において、ソヴェト法學によつてつくられたものである。^(註八)

(註一) ヴイシンスキー「國家および法の理論上の諸問題」、六六頁。

(註二) 全書、六一頁。

(註三) 全書、六三頁。

(註四) スターリン「第一次五ヶ年計畫の決算」、レーニン主義の諸問題」、第十一版、三九四頁。

(註五) 「柳ソヴェト社會主義法の性格」(「法政研究」、第十九卷三號)、九三頁。

(註六) 全論文、九九頁—一〇四頁。なお、社會主義社會においては價值法則は制限された範圍において作用している旨を、スターリンはあきらかにした。(スターリン「ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題」、一九五二年國立政治文献出版社版、

一一頁。)

(註七) ヴイシンスキー、全書、四二〇頁、『國家および法の理論の若干の諸問題につづく』。

(註八) 「ソヴェト國家と法」誌、一九五一年第五號、一五頁。

(11)

まづ第一に、ヴイシンスキーによる法一般の定義を檢討する。

ヴイシンスキーにおける法の定義をはじめてわが國に紹介された山之内教授は、その論文、「ソヴェト法學の展望」、^(註九)「ヴイシンスキーによるソヴェト法理論の確立」、ならびに著書、「社會主義國家の法」において、それぞれ

ややちがつた譯文を發表されている。譯はすなわち解釋を示すものである。その譯文は、つぎの四つにわけられる。

(a) 「法——は支配階級の意志を表現し、立法手續によつて制定せられた行爲の規則、並びに國家權力によつて認められた慣習及び共同生活の規則の總体であつて、それらの適用が支配階級に有利にして必要な社會諸關係及び諸秩序の防衛、認證及び發展のために國家の強制力によつて保障せられるものである。」^(註一)

(b) 「法は——支配階級の意志を表現し、立法手續によつて制定せられた行爲の規則、並びに、國家權力によつて裁可せられ、その適用が支配階級に有利にして且つ有用な社會諸關係及び諸秩序の防衛、認證及び發展のために國家權力によつて保障せられる慣習及び共同生活の規則の總体である。」^(註二)

(c) 「法は、支配階級の意志を表現し、立法手續によつて定められた行爲の規則、ならびに、支配階級に有利にして且つ有用なる社會關係および社會秩序の防衛、強化および發展のために、國家の強制力によつて保障せられ、その適用が國家の強制力によつて保障せられる慣習および共同生活の規則の總体である。」^(註三)

(d) 「法は——支配階級の意志を表現し、立法手續によつて制定せられた行爲の規則、ならびに支配階級に有利にして必要な社會諸關係および諸秩序の防衛、認證および發展のために、國家權力によつて裁可せられ、それらの適用が國家の強制力によつて保障せられる、慣習および共同生活の規則、の全体である。」^(註四)

(註一) 山之内一郎「ソヴェト法學の展望」(「思想」一九四八年三月號)、六一頁。なお教授のこの論文は「社會主義國家の法」(下)四四四頁以下に收められているが、この譯文は下記(d)のように改譯されている。

杉之原舜一氏はその論文「科學としての法學」(「法律時報」第二一卷六號)において、唯物論の立場からすれば法はこうであるとして、このヴァイシンスキーの法の定義をあげられているが、その際氏はこの山之内氏譯を採用されている。(全

誌、四七頁)

(註二) 山之内「ヴィシンスキーによるソヴェト法理論の確立」(『社會科學研究』第二卷第四號)、一九頁。

(註三) 山之内「社會主義國家の法」上、三頁。

(註四) 全書、下、四六三頁。

以上四つの山之内氏譯文において顯著な相違を示しているのは、(a)と(b)である。(c)と(d)とは若干の差異はあるが(b)の範疇に入る。すなわち、(a)においては、「それらの適用」が「行爲の規則」と「慣習および共同生活の規則」の全体にかけられているのに対し、(b)においては「その適用」が「慣習および共同生活の規則」だけにかけられている。(c)と(d)は(b)と同じである。

では、これはいづれが正しいであらうか。山之内教授は、いづれかといえば(b)の見解に傾いていられるようである。この點について、わが國におけるロシア語學の權威、除村吉太郎氏は、*primenenie kotorykh* (それらの適用)は文法上、通常あとの部分、すなわち「慣習および共同生活の規則」だけにかけるのが普通の讀みかたであらうが、しかし必ずそうしなければならないという法則はない、もしも文意の上で「それらの適用」を「行爲の規則」ならびに「慣習および共同生活の規則」の兩者にかけた方が妥當であるならば、そのように譯しても差支なし、という見解である。それで、この場合、文法上からは、*kotorykh*を「慣習および共同生活の規則」だけにかけても、または「行爲の規則」以下全体にかけても、そのいづれでも支障はない、ということになる。それゆえに、*kotorykh*をいづれにかけるのが妥當であるかという問題の解決は、文章全体の意味にもとめねばならない。

そこで、この問題の解決のために参照すべきは、ヴィシンスキー監修の「ソヴェト國法」(*Sovetskoe Gosudarst-*

Venneo Pravo, 1938) の Hugh W. Babb 氏による米譯 The Law of the Soviet State の五〇頁以下に於ける前掲の法の定義の譯文である。すなわち

Law is the totality (a) of the rules of Conduct, expressing the will of the dominant Class and established in legal order, and (b) of customs and rules of community life sanctioned by state authority — their application being guaranteed by the compulsive force of the state in order to guard, secure, and develop social relationships and social orders advantageous and agreeable to the dominant class.

この米譯においては、their application は、その文意からして、あきらかに (a) ならびに (b) の双方に、すなわち「行爲の規則」ならびに「慣習および共同生活の規則」の兩者にかけられている。

また、木田純一氏もその論文「ヴァイシンスキーの法の定義に對する一考察」(一九五二・一・二二稿)において上述の問題について精密な分析をされた後、やはり「それらの適用」は全体にかけるのが正しいのであり、かつ「法の本質としてもその方が正しいと思う」という結論に達せられている。^(註)

(註) 木田氏、全論文、原稿第十八枚目。

それで、以上の點から判断するときに、「それらの適用」は「行爲の規則」と「慣習および共同生活の規則」の双方にかけるのが妥當であり、そのかぎりにおいて、上掲の山之内氏譯文は (a) の方が (b) よりも正しく文意を表現している、とみられる。それから、V tselyakh 以下は上の全体にかかる、換言すれば、「行爲の規則」も「慣習および共同生活の規則」もともに「支配階級に有利にしてかつ都合のよい社會關係を防衛し、認證し、發展せしめるために」にかかるものと解せられる。

これに關連して問題となるのは、ヴァイシンスキーがその論文集「國家および法の理論上の諸問題」の卷頭論文「マルクスにおける法および國家の諸問題」^(註一)のなかであたえてある法の定義である。それは、つぎのように、前記の定義(A)とはすこしくことなりつゝる。

(ウ) *Pravo* — *sovokupnosty pravil chelovecheskogo povedeniya, ustanovlennykh gosudarstvennoy vlastyyu gosподstvyushchego v ofshchestve klassa, a takzhe obychoeb i pravil obshezhitiya, sanktsionirovannykh gosudarstvennoy vlastyyu i osushchestvlyayemykh v prinitelnycm porядke pri pomoshchi gosudarstvennogo apparata, v tsel'yakh okhrany, zakhrepleniya i razvitiya ofshchestvennykh otnosheniy i porядkov, vygodnykh i ugodnykh gosподstvyushchemu klassu.*

「法とは——社會において支配する階級の権力としての國家権力によつて制定された人の行爲の規則、ならびに、國家権力によつて裁可せられかつ國家機構の援けのもとに強制手續によつて實現せられる、慣習および共同生活の規則の總体であつて、支配階級に有利にして、都合のよい社會諸關係および社會諸秩序を防衛し、認證し、發展せしめることを目的とするものである。」^(註二)

(註一) 一九三八年四月二七日ソ同盟科學アカデミ社會科學部會におけるヴァイシンスキーの報告。

(註二) *ヴァイシンスキー*、全書、四一頁。

この場合も、*v tsel'yakh* は文意上は上の全体にかかるかと解せられる。山之内教授はこれを「慣習および共同生活の規則」だけにかけてつぎのように譯されている。

「法は——社會に於ける支配的な階級の権力としての國家権力によつて制定せられた人の行爲の規則、並びに支配

「法とは——國家權力によつて制定された人の行爲の規則、ならびに、國家權力によつて認められた慣習および共同生活の規則、の總体であつて、それらの遵守が國家權力によつて保證せられ、かつ支配階級に都合がよく、有利な社會諸關係および諸秩序を認證し、發展せしめることをみづからの目的とするものである。」^(註)

(註) 上掲書、五六六頁。

この定義において、*sobyudenie kotopykh* ならびにそのつぎの *kotopye* は「人の行爲の規則」、「慣習および共同生活の規則」の兩者にかかると解せられる。

だが、ヴェインスキーの法の定義(c)ならびにこのソ同盟小百科辭書におけるそれには、ともに、「支配階級の意志を表現し」という句がない。これは重大な缺陷といえる。それで、一九四九年にソ同盟綜合大學および高等専門學校教科書としてかかれた、エム・ペ・カレヴァ監修「國家および法の理論」のなかで、エム・エス・ストウロゴヴィツチは、ヴェインスキーの法の定義(A)にもとづいて、つぎのような明瞭な、簡潔な形で法の一般的な定義をあたえている。

(D) *Pravo yest' sovokupnitsy pravil poveleniya (norm), ustanovlennykh ili snak-sionirovannykh gosudarstvennoy vlastiyyu, vyrazhayushchikh volyu gosподствуyushchego klassa, pravil poveleniya, primeneniye kotopykh obespetchivayetsya prinuditel'noy siloy gosudarstiva v iselyakh okhrany, zakrepleniya i razvitiya obshchestvennykh otnosheniy i porjadkov, usloviykh i vygodnykh gosподствуyushchemu klassu.*

「法とは、支配階級の意志を表現し、國家權力によつて制定あるいは裁可された行爲の諸規則(規範)の總体であつて、それら(行爲の諸規則)の適用が、支配階級に都合がよくて、有利な社會關係および秩序を防衛し、認證し、

發展せしめるために、國家の強制力によつて保證されるものである。^(註)

(註) 上掲書、一一三頁。なお、カ・ペ・ゴルシエニン、エム・エス・ストウロゴヴィツチ、エム・エリ・シフマン監修「小法學辭典」(一九四五年)も、この定義と殆んど同じような法の定義をあたえている。(全書、二四七頁)

このストウロゴヴィツチの定義においては、「國家權力によつて裁可された行爲の諸規則」のうちに、ヴァシンスキーの定義における「慣習および共同生活の規則」を含ましているものと考えられる。そして、「それらの適用」以下は、明瞭に、「行爲の諸規則」にかけられている。しかし、ストウロゴヴィツチの定義は、ヴァシンスキーの定義をより明確にしているのみで、根本的に修正してゐるのではない、ということに注意しなければならぬ。

つぎに問題となるのは、ヴァシンスキーの定義における *vygodnykh i ugodnykh* の意味である。上掲の山之内氏譯においては、(a)、(d) には「有利にして必要な」となつており、(b)、(c) には「有利にして有用な」となつてゐる。これについて、木田氏は、「有利」と「有用」とはほとんど同義語であるので、「有利と必要」とする方が妥當である、という見解である。^(註1) だが、*ugodny* は、正確には *sotvetvuyushchiny chey vole, zhelaniyu* (「ある人の意志、希望にそう」) という意味である。米譯の *agreeable* は適譯といえる。それで、わたくしは、前記のように、「都合のよい」と譯した。おそらく、ヴァシンスキーは、この文句を、スターリンが一九三六年一月二十五日第八回臨時全同盟ソヴェト大會における新憲法草案の説明のなかで、「*Konstitutsiya nuzhna dlya togo, chto by zakrepiy obshchestvennye ponyadki, ugodnye i vygodnye trudnyashchimsya*」(「憲法は、勤勞者に都合がよくて有利な社會秩序を認證するために必要である」)^(註2) と述べた、この句から導き出したのではないかと考えられる。わたくしは、如上のような考察にもとづいて、はじめに掲げたヴァシンスキーの法の定義の譯文を構成したのであ

論 說

る。

(註一) 木田氏、前掲論文、十八枚目。

(註二) スターリン「レーニン主義の諸問題」、第十一版、五一六頁。

—一九五三・二・二二—

(未完)